

第1章

資本主義の多様性論についての検討 ——リスケーリング論の東アジアへの適用にむけて

玉野 和志

要約：

近年ヨーロッパを中心に国家のリスケーリング論が注目を集めている。国家のリスケーリングとは、従来、国家領域を基本としていた政策や計画などのガバナンスの単位をローカル、リージョナル、グローバルに再編成することを意味する。このような視点はとりわけ東南アジアの資本主義的發展をとらえるうえで有効であると思われる。しかしながら、東南アジア諸国の現実をとらえるためには、リスケーリングの視点だけではなく、まずはそこでの資本主義の独特のあり方からとらえる必要がある。そこで、本稿ではやはり近年注目を集めつつある資本主義の多様性論を検討し、分析のための視点を整理する試みを行った。その結果、(1)資本、(2)労働、(3)教育、(4)競争、(5)国際参入、(6)国家という6つの視点が、東南アジア諸国の特色をとらえるうえで有効であることが、明らかとなった。

キーワード：リスケーリング、資本主義の多様性

はじめに

近年ヨーロッパを対象として国家のリスケーリングに関する議論が注目を集めている。ポスト・フォーディズムの下でのグローバリゼーションの進展によって、競争力のある特定の地域が、国家の枠を超えて他の地域と連携することで、さらなる発展の可能性を示すことが注目され、国家がその経済政策のスケールを都市やリージョンへと転換・再編成していくことが指摘されている。ニール・ブレナーの『新しい国家の諸空間』は、ヨーロッパにおけるそのような政策の推移を理論的に整理する試みであった (Brenner[2004])。

このような国家のリスケーリングという視点は、東アジア研究においても有効な視点となりうると考え、われわれは検討を進めてきたが、その過程で、とりわけ東南アジアの国々の近年の状況を理解するためには、単なるスケールの再編というだけでは十分でないことが明らかになってきた。国家が政策の対象とするスケールが転換するというだけではなく、東南アジアの国々においては、国家そのものも含めた各スケールで経済活動が展開する制

度的な枠組や資本主義世界経済との接続の仕方そのものが、ヨーロッパや日本・韓国などの東アジアの国々とは全く異なることを意識せざるをえないのである。東南アジアの国々を位置づけるためには、単なるスケールの転換だけではなく、より広い意味での資本主義の制度的枠組をトータルに比較する必要がある。

本章では、そのような理論的枠組を検討するうえで参考になる議論として、近年やはり国際的に議論されはじめた、いわゆる資本主義の多様性論（Varieties of Capitalism）に注目してみたい。

第1節 自由な市場経済とコーディネートされた市場経済

西ヨーロッパに最初に成立した近代の資本主義経済は、長い間そのイギリスにおける発展と成立の過程を典型的なモデルとして、それが世界的に広がっていくことが前提とされていた。アジアにおいていち早くそれらを取り入れようとした日本においては、とりわけそれが資本主義の発展過程として自明視されたのである。ところが、その後社会主義国の成立をはじめ、第二次世界大戦後のラテン・アメリカ、アジア、アフリカ諸国の台頭にともない、資本主義が多様な形態をとりうるということが意識されるようになっていった。

1980年代になると、英米の自由市場にもとづく典型的な資本主義にたいする、日本やドイツのそれとは少し異なった資本主義のあり方が示すパフォーマンスの優位性が無視できなくなり、単純にアングロ・アメリカ的な形態に収斂していくのではなく、それとは異なった独自の資本主義の形態がありうる点が認識されるようになる。その先駆的な業績としてミシェル・アルベールの『資本主義対資本主義』が挙げられる（Albert [1991]）。彼はアメリカとドイツを念頭におきながら、個人の成功と短期的な収益が強調されるネオアメリカな資本主義にたいして、集団での成功、コンセンサス、長期的な配慮を重視するライン型資本主義を対置した。1990年代に入ると、情報技術にもとづくアメリカ経済の復活によって、逆に改めてその優位性が意識され、新自由主義的な傾向が世界中に広まっていくが、むしろ経済成長の局面によってそれぞれの優位性が転換していくことが注目され、資本主義のあり方をその多様な形態によってとらえる議論が一般的に認められるようになっていく。

そのような議論の嚆矢となったのが、同じ2001年に出版されたホールとソスキスの『資本主義の多様性』と、ストリークと山村の『非自由主義的資本主義の起源』である。そこで展開された議論の要点は、資本主義にはその主要な形態として、「自由な市場経済（LMEs: Liberal Market Economies）」と「コーディネートされた市場経済（CMEs: Coordinated Market Economies）」の2つがあるという議論である。

Hall and Soskice [2001] は、常に他と関係を取り結んでいくアクターとしての企業を分析の中心に据えながら、これらの関係にもとづいて調整が行われる5つの局面に注目する。

(1)金融システムにもとづくコーポレート・ガバナンス、(2)企業内部の関係、(3)労使関係、(4)教育訓練システム、(5)企業間関係の5つである。これらの局面にもとづいてドイツとアメリカを例に、CMEs と LMEs が対照される。ドイツの場合、(1)忍耐強い資本による長期的な貸し付けが、稠密なネットワークによるモニタリングによって可能となっており、(2)企業内部の関係も、経営者および株主などの諸関係によって調整される。(3)労使関係においても、産業レベルでの交渉にもとづく賃金決定と企業レベルでの労使協議システムによって、高度な熟練を有する労働力に依拠した生産戦略が採用される。そのため、(4)高度の産業特殊的技能ないし企業特殊的技能をそなえた労働を広範に利用するための教育訓練システムが発達している。また、雇用契約は長期にわたるため、市場経済にもとづく人員の移動が困難なので、(5)技術の普及や移転のために企業間関係が緊密に培われている。これにたいして、アメリカの場合(1)企業は短期的な収益と株式市場での株価に敏感となり、合併や買収も頻繁に行われる。(2)(3)企業内部の関係や労使関係も市場に大きく依存し、経営者は雇用と解雇の自由をもち、労使協議会もなく組合も弱い。人員の異動は容易であるが、長期雇用にもとづく生産戦略を追求することはむずかしい。(4)教育訓練システムも流動的な労働市場と補完的で、一般的技能に焦点を当てるフォーマルな教育を実施する制度が発達し、一般教育の水準は高いが、企業特殊の機能を持つ従業員は不足している。(5)企業間関係は標準的な市場関係とフォーマルな契約にもとづき、厳格な反トラスト規制が行われる。技術移転も流動的な労働市場によって担われ、企業間の協働は重要な役割を果たさない。以上のように対照されるのである。

これにたいして、Streeck and Yamamura [2001]は資本主義が国ごとに異なっていることに注目する。イギリスやアメリカのように、経済の働きをできるだけ市場に委ねようとする資本主義もあれば、ドイツや日本のように、市場をもっと社会的ないし制度的に埋め込まれたものとする資本主義もある。経済が社会に埋め込まれている (socially embedded) というのは、経済が単に市場の自由に任されるのではなく、社会的凝集性や国防などの非経済的な目的に奉仕したり、信頼や温情などの非経済的な社会的絆に支えられたりする部分があるということである。ドイツや日本のような後発の資本主義国は、経済的な自由主義が政治的な自由主義に先行したため、自由主義的な経済制度を、強い国家によって市場を制約するか代替する制度によって置き換えてきたところがある。しかし、これはかつてのように近代化論的に理解されるべきことではない。それは英米の「ノーマルな」資本主義に到達するうえで異なった経路をへている「逸脱的な」状態なのではない。制度的な変動は常に政治的、継続的に構築されていくもので、この意味ですべての制度は経路依存的とみなされるべきなのである。このような立場から、彼らはドイツや日本のような非自由主義的な資本主義を次のような観点からとらえていく。(1)強大な国家官僚機構による経済発展と保守的な社会改良。そこには民主的な正当性が欠如しているために、政治的な権利が認められない代わりに、社会的な権利を保障する福祉国家が、埋め込まれた資本主義とし

での経済的協調のメカニズムを発展させている。つまり(2)社会的凝集性と経済的協調を目的とした福祉国家の成立。さらに、企業間ならびに銀行間に協調的な関係が成立し、安定的な雇用の保障にもとづく労働者の企業への一体化が図られる。すなわち(3)忍耐強い資本と企業市民を前提としたコーポレート・ガバナンス。他方、企業の資本調達、証券市場や株式市場などの市場メカニズムを基盤としたものではなく、銀行を中心としたものであり——(4)銀行中心の資本調達——、(5)労働者の教育訓練システムや熟練の形成も、市場に任せることによって各企業が負担を忌避することをさけるために、国家資格や組合による規制、企業内育成による労働者の囲い込みなどの方法で、高い熟練の形成を可能にしてきたところに特徴がある、というわけである。

第2節 単純な二分法を超えて

資本主義の多様性論においては、当初この自由な市場経済とコーディネートされた市場経済という2分法が採用され、各国々をこの両極のどこかに位置づけようとする議論がさかんに行われた。しかしながら、やがてこのような単純な図式では、十分に資本主義の多様性がとらえきれないという議論がなされるようになる。その代表的な試みが、ブルーノ・アマブルの『五つの資本主義』である(Amable [2003])。

アマブルは、5つの基本的制度エリアを設定したうえで、それぞれを示す複数の変数を指標として、主成分分析とクラスター分析を活用することで、各国々が5つのタイプの資本主義に分類できることを示す。すなわち、新自由主義ないし市場ベース型モデル、社会民主主義型モデル、大陸欧州型モデル、地中海型モデル、アジア型モデルの5つである。その際に基準とされた基本的制度エリアとしては、(1)製品市場競争、(2)賃労働関係と労働市場制度、(3)金融仲介部門とコーポレート・ガバナンス、(4)社会保障と福祉国家、(5)教育部門の5つがあげられている。

(1)製品市場競争は、競争の強度に関するエリアで、国家の規制、企業活動に対する障壁、競争にたいする障壁などを示す変数によって示される。(2)賃労働関係と労働市場制度のエリアは、さらに雇用保障、労使関係、雇用政策をそれぞれ示す諸変数によって構成される。雇用保障は雇用の安定性や解雇の容易さを示し、労使関係は賃金交渉の協調度、集権化、協同化、組合組織率などを示し、雇用政策は公的雇用、失業手当、若年者や障害者向けプログラムなどを示している。(3)金融システムについては、銀行中心と金融市場中心といった単純な2分法ではなく、資金源、金融市場の発展と動態、所有権の集中度、ベンチャー・キャピタルの発達などの変数が含まれている。(4)社会保障については、カバーするリスクのタイプとその範囲が、老齢給付、障害給付、疾病給付、老齢・障害サービス給付、遺族給付、家族給付、失業給付、医療給付、住宅給付などの指標によって示されている。さらに、(5)教育については、カリキュラムの標準化、一般課程と職業課程の差異と階層化の程

度、教育システムの柔軟性、第2のチャンスの度合い、職業訓練の学校重視か実践重視か、公立中心か私立中心かなどによって示されている。

以上5つの制度エリアの区分とそれぞれを示す変数の分析にもとづいて、すでに述べた5つのタイプの資本主義が区別される。最初に明確に弁別されるのが、市場ベース型資本主義のモデルである。イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリアがつねにはっきりとしたグループとして区分され、その明快さが自由な市場経済とコーディネートされた経済の2分法をある程度正当化している。しかしコーディネートされた経済の陣営の側はより複雑に分化している。規制緩和された製品市場、フレキシブルな労働市場、市場型金融システム、自由主義的な福祉国家、競争的教育システムによって特徴づけられる「市場ベース型資本主義」モデルにたいして、規制された製品市場、規制された労働市場、銀行を中心とした金融システム、普遍主義的な福祉国家、公的教育システムにもとづく「社会民主主義型資本主義」と、規制された製品市場と労働市場、銀行中心の金融システムまでは同じでも、制限された福祉国家と脆弱な教育システムを特徴とする「地中海型資本主義」、一部規制された製品市場、コーディネートされた労働市場、保険会社を含んだ金融システム、コーポラティズムによる福祉、公的教育システムを特徴とする「大陸欧州型資本主義」が区別され、さらに統制された製品市場、規制された労働市場、銀行中心の金融システム、低水準の社会保障、私学による高等教育システムを特徴とする「アジア型資本主義」モデルが区別されるのである。

すなわち、コーディネートされた資本主義モデルの中には、製品市場、労働市場、金融部門がいずれも規制され、普遍主義的な福祉国家と公的教育システムを形成したスウェーデンやフィンランドなどの社会民主主義モデルと、これによく似たドイツ、フランス、ノルウェーなどの大陸欧州型モデルにたいして、同じく製品市場、労働市場、金融システムは規制されていても、福祉国家や教育システムの整備は脆弱なイタリア、スペイン、ギリシャなどの地中海型モデル、同じく強く統制されながらも社会保障が不十分であるが、高度な私的教育システムが発達している日本や韓国などのアジア型モデルが分化しているということである。

以上のように、アマーブルは5つの基本的制度エリアに注目して、5つのタイプの資本主義モデルを析出したのである。

第3節 5つの制度的領域——レギュレーション理論の視点

ここまで紹介した議論を検討するならば、資本主義の多様性を認識するために注目すべき制度領域や観点が、すでにいくつか共通に指摘されていることがわかる。たとえば、金融システムにもとづくコーポレート・ガバナンスや企業間関係のあり方、労使関係や市場のあり方、国家の役割と社会保障のあり方、教育訓練システムのあり方などである。それ

らを整理して考える前に、もうひとつ資本主義の多様性を認識するために提案されているいくつかの視点について取り上げてみたい。いわゆるレギュラシオン学派における理論である。

ロベール・ボワイエはレギュラシオン理論が整備してきた概念図式を次のようにまとめている(Boyer and Saillard [2002: 38-40])。資本主義はまず抽象度を異にする3つのレベルで分析することができる。もっとも抽象的なレベルが生産諸様式とその接合の分析である。そこでは使用価値にたいする交換価値の優位と絶えざる資本蓄積への至上命令が働く。しかしその形態は一様なものではなく、第2の分析レベルにおいては、構造的な危機と危機の間の比較的長期にわたって蓄積を維持した社会的・経済的なパターンが描かれ、これが蓄積体制の概念に対応する。そして、第3のレベルでは特定の時代もしくは特定の地理的な場所における社会的諸関係の構成が分析される。レギュラシオン理論はそこでの制度的な諸形態とその編成を、その絶えざる転換とともに分析することを課題としている。

この制度的諸形態は以下の5つに区分できるが、それらの相互関係は当該の時間と場所における調整様式によって決まってくる。5つの制度的形態とは、(1)通貨形態、(2)賃労働関係、(3)競争形態、(4)国際体制への参入形態、(5)国家形態の5つである(Boyer and Yamada [2000: 10-11])。 (1)通貨形態とは資本調達的手段や交換の媒体となる貨幣に関する通貨政策や財政政策、銀行や証券市場の規制などの全体からなる体制を意味し、資本蓄積、賃労働関係、競争形態とも関連し、通常蓄積体制の転換は通貨形態の転換をとまなう。(2)賃労働関係とは労使関係、分業形態、生産組織、賃金制度、労働者のライフスタイルなどを含んだ商品生産と労働力再生産をめぐる諸制度を意味する。(3)競争形態とは生産、信用、資本調達のあらゆる分野で競争する企業間の関係を意味する。純粹で完全な競争が成立することはまれで、何らかの制度的な規制が存在している。(4)国際体制への参入形態とは、当該の国民経済が国際的な経済体制との間で取り結ぶ関係を意味し、単なる市場関係ではなく商品交換、生産の局地化、海外への直接投資や外資の導入など、さまざまな制度的形態をとる。最後に、(5)国家形態とは国家が経済にたいしてとる関係を意味し、それは通貨形態、競争形態、賃労働関係に直接影響を及ぼすだけではなく、課税や集合的なサービスの生産と組織化を通じて独自の影響を与えるものである。

以上のような議論にもとづき、レギュラシオン理論は資本主義の多様性を、時期による蓄積体制の違いと5つの制度的形態の組み合わせからなる調整様式の違いに着目して、時間的・空間的に分析する概念図式を整備してきたのである。

第4節 東アジア研究への視点

これまで紹介・検討してきた資本主義の多様性論が提示している視点を整理すると、以下のようになる。

資本主義の多様性に関する議論がそれぞれ指摘している視点

レギュラシオン理論における 5 つの制度的諸形態

(1)通貨 (2)賃労働 (3)競争形態 (5)国家形態 (4)国際参入

アマーブルの 5 つの基本的制度エリア

(3)金融部門 (2)賃労働市場 (1)製品市場競争 (4)福祉国家 (5)教育部門

ホールとソスキスの 5 つの局面

(1)金融システム (3)労使関係 (2)企業内部関係 (5)企業間関係 (4)教育訓練

ストリークと山村の 5 つの観点

(3)忍耐強い資本 (4)銀行中心 (2)協調的關係 (1)強大な国家 (5)労働者教育訓練

それぞれの内容ごとに対応させて並べかえてみると、ほぼ同じような要素によって構成されていることがわかる。レギュラシオン理論の 5 つの制度的形態には他の論者がいずれも指摘している教育訓練の側面が含まれていないが、他の論者は指摘していない世界経済との関連という視点が含まれている。したがって、次の 6 つの視点にまとめることができるだろう。

資本主義の多様性をとらえるための 6 つの視点

- (1)資本の構成、通貨と金融システムのあり方、銀行か、証券市場か
- (2)労働の構成、賃労働関係の様態、労使関係のあり方
- (3)労働力再生産のあり方、教育訓練システムの様態
- (4)競争形態、市場と規制のあり方、自由競争か、協調か
- (5)国際体制への参入形態、先進資本主義か、後発資本主義か、旧植民地か
- (6)国家形態、国家がそれぞれの側面にどう関わっているか、福祉国家とその変容

いうまでもなく、現実にはこれらの視点は相互に入り組んでおり、それほど明快に区別できるものではない。しかしながら、とりあえずの分析の視点としては、それなりに有効なものであろう。とはいっても、これらの視点は欧米先進国ならびにせいぜい日本や韓国などの東アジアの国々までを視野に収めたものであるにすぎない。とりわけ東南アジアの国々の具体的な現実当てはめて、どれだけ有効なものであるかはまだわからない。そこで最後に、この点についての考察を付け加えておきたい。

今回の研究活動の中で、東南アジアにおける近年の経済発展の様相について、いくつかの事例に接する機会をもった。具体的にはインドネシア、フィリピン、タイの事例である。これらの事例を上記の 6 つの視点に照らして検討した場合に、はたして十分にその資本主

義としての多様性をとらえることができるだろうか。

インドネシアの場合、1990 年代以降、工業団地の開発・運営事業が自由化され、工業団地ブームが起こるが、さらに特定の土地にたいする政府による開発許可という措置がきわめて大きな意味をもつようになっている。広大な土地資源が囲い込まれて、一円の地域の開発権が民間業者にたいして許可されると、土地の買収からインフラの整備までがすべて開発業者に委ねられることになり、そこだけ民間業者による別の政府が成立したに等しい状態となり、二重政府状況が生まれている。このような先進国はおろか、日本のような後発国でも考えられないような政府機能の民間業者への委託が成立する背景には、植民地時代以来の土地所有制度の未整備と錯綜が、政府による速やかな解決と整備を困難とし、かえって民間に任せた方が、その解決によるインフラ整備がスムーズに進むという事情を含んでいる。

また、フィリピンの場合は、90 年代以降に進められた地方分権化の促進によって、地方政府が経済的なアクターとして活躍する余地が広がり、国家ではなく地方政府が直接国内および海外からの資本の誘致を促進するような政策が展開している。国家単位ではきわめて煩雑な許認可手続きを、地方政府の側で一括して対応することで、とりわけ海外資本にとって進出が容易な環境を整えるなど、ビジネス・フレンドリーな地方政府による対応が、地域経済の発展を促しているのである。

さらに、タイにおいては、やはり一円の土地に工業団地が建設され、その中にはインフラの整備はもちろん、公共施設、住居、私立の学校、ショッピングセンター、銀行、ホテルなどが建設されている。とりわけ Industrial Estate Authority of Thailand (IEAT) の工業団地に立地した外国企業には、入国査証、労働許可証の取得が容易になるだけではなく、投資奨励の種類によっては租税免除や外国企業による土地所有すら認められている。すなわち、ここでもリスケーリングにもとづく特定地域の経済開発が進められているが、タイの場合、このような開発が地方政府ではなく、あくまで国家の権限において推進されている点が、他と異なるところである。

さて、以上のような東南アジア諸国における近年の動向を検討するに当たって、先に挙げた 6 つの視点ははたしてどの程度有効であろうか。東南アジア諸国の場合、欧米諸国とは異なって、レギュラシオン理論のみが指摘していた(5)国際体制への参入形態がきわめて大きな比重を占めていることがわかるだろう。旧植民地としての歴史が、土地所有制度における混乱と錯綜をもたらすと同時に、福祉国家はおろか国民国家にふさわしいだけの官僚機構の整備が不十分な場合には、その自律的な整備のコストを飛び越えて、海外資本を含めた民間資本への開発許可というかたちで、きわめてドラスティックなリスケーリングが成立しているのである。同様に、国家を通り過ぎて地方政府への分権化にもとづき、リスケーリングが進む場合もあれば、国家の強い権限のもとでリスケーリングが進められる場合もある。この意味で(6)国家形態のいかんが、東アジアと同様、欧米以上に重大な意義

を有していると言えよう。

以上のように、資本主義の多様性論を参考に、本章で整理した 6 つの視点は、東南アジア諸国を含めた東アジアにおけるリスケーリングを分析するうえで、それなりの有効性をもつことがわかるだろう。しかしながら、欧米諸国においては相対的に比重の高くない(5)国際体制への参入形態や(6)国家形態のいかんについては、独自の具体的な分析項目を整備していく必要があるだろう。また、欧米諸国においては大きな比重を占める(1)資本と(2)(3)労働をめぐる(4)競争形態に関する分析は、東南アジア諸国における資本主義分析に新しい視点を開く可能性があるだけでなく、逆に(5)国際関係や(6)国家形態をめぐるより精緻な分析は、資本主義の多様性論だけではなく、リスケーリング論にも新たな視点を提供できるかもしれない。

今後はここで整理した視点を東アジア研究にたいしてより具体的に適用する作業を進めていきたいと思う。

参考文献

外国語文献

- Albert, Michel. [1991] *Capitalisme Contre Capitalisme*, Paris: Seoul. (訳書, ミシェル・アルベール, 小池はるひ訳『資本主義対資本主義』改訂新版, 竹内書店新社, 2008 年。)
- Amable, Bruno. [2003] *The Diversity of Modern Capitalism*, Oxford: Oxford University Press. (訳書, ブローノ・アマーブル, 山田鋭夫・原田裕治訳『五つの資本主義——グローバル時代における社会経済システムの多様性』, 藤原書店, 2005 年。)
- Boyer, Robert. and Yves Saillard. eds. [2002] *Regulation Theory: The State of Art*, London: Routledge
- Boyer, Robert and Toshio Yamada. eds. [2000] *Japanese Capitalism in Crisis: A regulationist interpretation*, London and New York: Routledge.
- Brenner, Neil, [2004] *New State Spaces*. Oxford: Oxford University Press.
- Hall, Peter A. and David Soskice. eds.[2001] *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford: Oxford University Press. (訳書: ホールとソスキス, 遠山弘徳・安孫子誠男・山田鋭夫・宇仁宏幸・藤田菜々子訳『資本主義の多様性——比較優位の制度的基礎』, ナカニシヤ出版, 2007 年。)
- Streeck, Wolfgang and Kozo Yamamura. eds. [2001] *The Origins of Nonliberal Capitalism: Germany and Japan in Comparison*. Ithaca: Cornell University Press.